

指定介護老人福祉施設 はるな苑 重要事項説明書

令和 8 年 9 月 1 日 現在

○ 当施設の概要

- 提供できるサービスの種類
介護老人福祉施設サービスおよび付随するサービス

- 当施設の名称および所在地等

施設の名称	特別養護老人ホーム はるな苑
所 在 地	埼玉県富士見市大字勝瀬 5 1 2 番地 1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 1 1 7 2 9 0 0 6 3 9

- 当施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	職 種	常 勤	非常勤
1. 施設長	1 名	—	7. 機能訓練指導員	—	1 名
2. 副施設長	—	—	8. 介護支援専門員	1 名	—
3. 事務長	1 名	—	9. 嘱託医	—	1 名
4. ケアワーカー	2 8 名	7 名	10. 事務員	2 名	1 名
5. 生活相談員	2 名	—	11. 管理栄養士	1 名	—
6. 看護師	3 名	4 名			

- 当施設の設備概要

定 員	8 4 名	浴 室	一般浴槽と特殊浴槽等があります。
個 室 (ユニット型個室)	8 4 室	そ の 他	ユニット数は 8 食堂兼生活共同室が各ユニットにあります。
医 務 室	1 室		

- 協力医療機関

- ①根本外科・整形外科
住所：埼玉県富士見市鶴馬 3 4 7 7－1
電話：0 4 9－2 5 1－0 0 1 1
- ②さくら記念病院
住所：埼玉県富士見市水谷東 1－2 8－1
電話：0 4 9－2 5 3－3 8 1 1
- ③三芳野第 2 病院
住所：埼玉県ふじみ野市大原 2－1－1 6
電話：0 4 9－2 6 1－0 5 0 2

- 当苑における苦情相談窓口

- | | | |
|---------|-------|---------------------|
| 苦情受付担当者 | 生活相談員 | 深代 健一 |
| 苦情解決責任者 | 施 設 長 | 奥山 秀 |
| | 電 話 | 0 4 9－2 6 8－5 6 1 2 |

- 行政機関その他苦情受付機関

- 富士見市高齢者福祉課
電 話 0 4 9－2 5 1－2 7 1 1（内線 3 9 1～3 9 4）
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課
電 話 0 4 8－8 2 4－2 5 3 7

- 当苑における苦情等に関する第三者委員

- | | | |
|--------|-----|-----------------------|
| 荒田 曾乃子 | 電 話 | 0 4 8－5 8 1－0 4 0 7 |
| 小山 政雄 | 電 話 | 0 9 0－2 9 4 2－4 9 1 7 |

○ サービス内容

居室の提供	定員 1 人の個室です。
施設サービス計画の立案	施設サービス計画は、介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画を立て、利用者等に説明し、同意をいただきます。
食 事	栄養状態の維持及び改善を図り、利用者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行います。 朝 食 ： 8：0 0 ～ 昼 食 ： 1 2：0 0 ～ 夕 食 ： 1 8：0 0 ～
入 浴	週に最低 2 回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
機能訓練	必要に応じ機能回復訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	当施設では、年間 1 回健康診断を行います。日程については、別途連絡いたします。また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
緊急時の対応	利用者に容体の変化等があった場合は、医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、事故の状況等の記録をすると共に、状況に応じて保険者へ報告いたします。 賠償すべき事故が発生した場合は、利用契約書第 1 3 条に沿い速やかに対応いたします。
安全管理	防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。
特別食の提供	当施設では、通常メニューの他に医療上必要な場合等のために特別食を用意しています。詳しくは職員に確認してください。
口腔衛生管理	利用者ごとの口腔状態を把握し、口腔衛生の管理を計画的に行います。また、治療や口腔ケアの必要が生じたときは、家族の方に同意をいただいた上で診療等を実施します。
行政手続の代行	各種行政手続きを必要に応じて職員が代行します。希望の際は、職員に申し出ください。ただし、行政手続上の実費がかかる場合があります。
事務代行	預り金の保管管理や日常生活にかかる諸費用の出納事務の代行をいたします。預り金の管理については、「預り金管理規程」に基づき、当施設指定の「委任状」をいただいた上で、お受けいたします。 ただし、事務手数料と保管管理手数料を含めた費用が別途かかります。 詳しくは、職員にお尋ねください。
レクリエーション	当施設では、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費用がかかるものもあります。詳しくは、その都度、説明のうえ、承諾をいただきます。
その他のサービス	① 理美容サービスを実施しています。 料金は、別途かかります。 ② 必要な場合は、買物代行サービスを行います。 ③ 通院サービスを実施しています。 ④ 面会時間は、別に施設長が定めるものとします。 ⑤ 上記の他に、介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度申し出を受け相談させていただきます。

- 利用料金
- ・基本料金体系

自己負担額表（日額）					
施設サービス費	要介護度		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	要介護1		688円	1,376円	2,064円
	要介護2		759円	1,519円	2,279円
	要介護3		837円	1,674円	2,511円
	要介護4		909円	1,819円	2,729円
	要介護5		980円	1,961円	2,942円
加算料金	療養食加算 ※1食あたり		6円	12円	18円
	初期加算 ※入所後30日間		30円	61円	92円
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）		18円	36円	55円
	日常生活継続支援加算		47円	94円	141円
	看護体制加算（Ⅰ）		4円	8円	12円
	看護体制加算（Ⅱ）		8円	16円	24円
	安全対策体制加算 ※入所初日に限り		20円	41円	61円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ） ※1月あたり		51円	102円	154円
	協力医療機関連携加算（Ⅰ） ※1月あたり		51円	102円	154円
	精神科医師定期的療養指導加算		5円	10円	15円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ※1月あたり		10円	20円	30円
	介護職員 処遇改善加算 （Ⅰロ）	要介護1	135円	271円	406円
		要介護2	147円	295円	443円
		要介護3	162円	324円	486円
要介護4		174円	349円	523円	
要介護5		186円	373円	560円	
食 費			1,655円 （朝食 461円、昼食 597円、夕食 597円）		
居 住 費			2,066円		
預り金出納管理費			50円		

- * 入所サービス自己負担金は介護保険給付以外のサービス利用料となります。
- * 入所期間中に入院又は自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。
- * 入所期間中に入院又は自宅に外泊した期間の居住費につきましては負担いただきますのでご了承ください。

- ・基本料金体系以外の利用料金

行政手続の代行	各種の行政手続きを必要に応じて職員が代行いたします。ただし、行政手続上の実費がかかる場合があります。
通院サービス	医療上必要な場合の受診については、職員が付き添います。受診に係る交通費は、実費相当額がかかります。
レクリエーション	当施設では、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費用がかかるものもあります。詳しくは、その都度、説明のうえ、承諾を頂きます。
コンセント代（電気代）	希望により、居室のコンセントを利用し、個人専用の家電製品を使用することが出来ます。 使用可能なものは、テレビ・ラジオ・CDプレイヤー・電気あんか・電気毛布・ヘアドライヤー等の施設が使用を認めた製品であり、且つ、使用する利用者が適切に取り扱えることが前提となります。使用については、コンセント（電気）使用量として日額30円を負担していただきます。
日常生活諸費用	介護以外の日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を実費でご負担いただきます。
その他のサービス	理美容サービス ・カット 1,650円 ・パーマ 4,400円 ・カラー 4,400円 上記の他に、介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度申し出を受け相談させていただきます。

- ・（補足）
下記の通り居住費及び食費につきましては利用者の所得状況に応じ、負担が軽減されます。利用者の介護保険負担限度額認定申請により交付される認定証の提示をお願いします。

居住費及び食費についての負担限度額（日額） （単位：円／日）対象者		利用者負担段階	負担限度額日額	
			食費	居住費
生活保護受給者		第1段階	300	880
世帯全員が市町村民税非課税	・年金収入額と合計所得額の合計が82.65万円以下 ・預貯金等の合計650万円以下 （夫婦は1,650万円以下）	第2段階	390	880
	・年金収入額と合計所得額の合計が82.65万円超120万円以下 ・預貯金等の合計550万円以下 （夫婦は1,550万円以下）	第3段階①	680	1,370
	・年金収入額と合計所得額の合計が120万円超 ・預貯金等の合計500万円以下 （夫婦は1,500万円以下）	第3段階②	1,420	1,470
	上記以外の方	第4段階	1,655	2,066

○ 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり
	2 なし